

令和3年度 生徒指導規程

府中市立南小学校

第1章 総則

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成し、すべての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、指導の方針及び内容を定めるものである。

また、児童の安全を確保し、将来にわたって社会の一員として規則を守る大切さを学び、自分を律する心や態度を養うため、校則を定めるものとする。

第2章 学校生活に関すること

第2条 学校生活を送るにあたっては、別に定める「校則」に示されている事項を守ることとする。

第3条 頭髪・服装について

- (1) 校内外での学習活動や登下校の際は校則に定められた服装を正しく着用する。
- (2) 校則に違反した頭髪や服装についてはその場で直すよう、指導する。
- (3) 著しい校則の違反について、児童の態度が変わらない場合は、保護者と学校は連携し、規則についての指導を徹底する。

第4条 遅刻について

- (1) 8時15分までに教室に入っていない場合は遅刻とする。
- (2) 朝の会終了時まで連絡がなく登校していない場合には、家庭と連絡をとる。
- (3) 次に示す回数遅刻を繰り返す児童に対しては、次のような指導を行う。

3回/月	個人面談・保護者連携
5回/月	保護者来校の上で指導

第5条 登下校について

- (1) 交通ルールを守り、列を乱さないで1列で歩き、安全に十分注意して登下校する。
- (2) 寄り道をせず、決まった通学路を通る。
- (3) 集合時刻に遅れない。(欠席の場合は、登校班の人に連絡する。)
- (4) 登校班のメンバーや登下校中に出会う地域の人に気持ちのよいあいさつをする。

第6条 持ち物について

- (1) 校則に示されている不要物の持ち込みが判明した場合、物品は学校で一時預かりをし、下校時に返却する。
3回に及んだときは、保護者に返却する。
- (2) 携帯電話は持ってこない。持ってきた場合は学校が預かり、保護者に返却する。

1回目	即日保護者に返却
2回目	1週間学校預かり
3回目	2週間学校預かり
(4回目以降も同様)	

第3章 校外での生活に関すること

第7条 校外では、自他の安全を第一に考え、関係する法規や法令、学校が定める「校則」に示されている事項を守ることとする。

第4章 特別な指導に関すること

第8条 次の問題行動を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。原則保護者来校の上での指導とする。

- (1) 法規・法令に違反する行為
 - ① 飲酒・喫煙
 - ② 暴力・威圧・強要行為
 - ③ 建造物・器物破損
 - ④ 窃盗・万引き
 - ⑤ 性に関するもの
 - ⑥ 薬物等乱用
 - ⑦ 刃物等所持
 - ⑧ その他、法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の校則等に違反する行為
 - ① 喫煙同席・喫煙準備行為(煙草等の所持)
 - ② いじめ
 - ③ 授業妨害・無断欠課
 - ④ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
 - ⑤ カンニング等の試験中の不正行為
 - ⑥ 家出および深夜徘徊
 - ⑦ 登校後の無断外出・無断早退
 - ⑧ 脱色や染色(茶髪)
 - ⑨ メール等による悪質な誹謗中傷
 - ⑩ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第9条 特別な指導の内容は、次のとおりとする。

- (1) 説論
- (2) 授業反省指導（反省日誌記入）
- (3) 奉仕活動
- (4) 別室反省指導

第10条 通常の教育活動の中では十分に反省することが難しいと考えられ、教育上必要であると認められる場合は、別室にて反省指導を行う。

- (1) 別室では説論、反省文指導、奉仕活動、教科指導等を行う。
- (2) 暴力行為やいじめ等、被害者の存在が明らかでない場合、事実確認後、行為についての反省がきちんとできた上で被害者への謝罪の場を設定する。

第11条 別室反省指導の期間は、概ね半日から2日とする。ただし、問題行動の程度によって短縮もしくは延長することがある。授業反省指導の期間は概ね1週間とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等の状況により指導期間を変更することがある。

第12条 暴力行為等によって損害が生じた場合は、加害者側に責任があるものとする。また、故意や過失で学校の建造物や器物を破損させた場合、本人と保護者がその修繕の責任をもつものとする。

第13条 事案によっては学校での指導にとどまることなく、警察等の関係諸機関と連携して指導する。